

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 8



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 鹿 児 島 県 情 報 公 開 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (学 事 法 制 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (学 事 法 制 課 取 扱 い) 2

## 規 則

鹿 児 島 県 情 報 公 開 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 14 号

鹿 児 島 県 情 報 公 開 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 情 報 公 開 条 例 施 行 規 則 (平 成 13 年 鹿 児 島 県 規 則 第 7 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 8 条 を 次 の よう に 改 め る。

(電 磁 的 記 録 の 開 示 の 実 施 方 法)

第 8 条 条 例 第 16 条 第 1 項 の 規 則 で 定 め る 方 法 は , 次 に 掲 げ る 方 法 と す る。

- (1) 電 磁 的 記 録 を 専 用 機 器 に よ り 再 生 又 は 映 写 し た も の の 閲 覧 , 視 聴 又 は 聴 取 (以 下 「閲 覧 等」 と い う。)
- (2) 電 磁 的 記 録 を 用 紙 に 出 力 し た も の の 閲 覧 又 は 交 付
- (3) 電 磁 的 記 録 を 電 磁 的 記 録 媒 体 に 複 写 し た も の の 交 付

第 9 条 第 2 項 中 「を 閲 覧 し , 又 は 視 聴」 を 「の 閲 覧 等 を」 に 改 め , 同 条 第 3 項 中 「閲 覧 又 は 視 聴」 を 「閲 覧 等」 に 改 め る。

第 12 条 第 1 項 中 「別 表 第 1」 を 「別 表」 に 改 め , 同 条 第 5 項 中 「用 紙 に 出 力 し た も の の 閲 覧 並 び に 専 用 機 器 に よ り 再 生 し た も の の 閲 覧 及 び 視 聴」 を 「専 用 機 器 に よ り 再 生 又 は 映 写 し た も の の 閲 覧 等 及 び 用 紙 に 出 力 し た も の の 閲 覧」 に 改 め る。

第 14 条 を 削 り , 第 15 条 を 第 14 条 と し , 第 16 条 を 第 15 条 と す る。

別 表 第 2 を 削 る。

別 表 第 1 中 「第 8 条 ,」 を 削 り , 同 表 中

2	録音テープ	録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 50 円
3	ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 80 円
4	電 磁 的 記 録 (2 の 項 又 は 3 の 項 に 該 当 す る も の を 除 く。)	(1) 用紙に出力したもの (A 3 判以 下のものに限る。)の交付	単色刷り 1 枚につき 10 円 多色刷り 1 枚につき 20 円
		(2) フレキシブルディスクカートリッジに複写 したものの交付	1 枚につき 20 円

を

2	電 磁 的 記 録	用紙に出力したもの (A 3 判以下の	単色刷り	1 枚につき 10 円
---	-----------	---------------------	------	-------------

ものに限る。)の交付	多色刷り   1 枚につき 20 円
------------	--------------------

に改め、同表注中「1の項又は4の項第1号において、」を削り、同表を別表とする。

別記第1号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「再生」の次に「又は映写」を加え、「又は視聴」を「、視聴又は聴取」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県情報公開条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の開示決定に係る費用について適用し、同日前の開示決定に係る費用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の際現に改正前の鹿児島県情報公開条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第15号

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年鹿児島県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第9条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取（以下「閲覧等」という。）
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

第10条第1項を削り、同条第2項中「を閲覧し、又は視聴」を「の閲覧等を」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「閲覧又は視聴」を「閲覧等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「又は複製したもの」を削り、同項を同条第3項とする。

第12条第2項中「写し等」を「写し」に改め、同条第5項中「用紙に出力したものの閲覧並びに専用機器により再生したものの閲覧及び視聴」を「専用機器により再生又は映写したものの閲覧等及び用紙に出力したものの閲覧」に改める。

別表中

「	2 録音テープ	録音カセットテープに複製したものの交付	1 巻につき 50 円
	3 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複製したものの交付	1 巻につき 80 円
	4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	(1) 用紙に出力したものの（A3判以下のものに限る。）の交付	単色刷り
多色刷り			1 枚につき 20 円
		(2) フレキシブルディスクカートリッジに複製したものの交付	1 枚につき 20 円

を

「	2 電磁的記録	用紙に出力したものの（A3判以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1 枚につき 10 円
			多色刷り	1 枚につき 20 円

---

に改め、同表注中「1の項又は4の項第1号において、」を削る。  
別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

殿

住所 (居所)  
 ふりがな  
 氏 名  
 (法人その他の団体にあつては、主たる事  
 務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電 話 番 号 ( )

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容 (具体的に特定してください。)				
求 め る 開 示 の 実 施 方 法 等	開 示 の 実 施 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧、視聴又は聴取	<input type="checkbox"/> 写しの交付	
		<input type="checkbox"/> 電磁的記録である 場合の写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付	
	実 施 の 希 望 日	年 月 日		
	写 し の 送 付	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
本 人 確 認 等	開 示 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
	請 求 者 本 人 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。)		
	本 人 の 状 況 等	本 人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
		ふ り が な 本 人 の 氏 名		
		本 人 の 住 所 (居 所)		
	請 求 資 格 確 認 書 類	法 定 代 理 人 資 格 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
任 意 代 理 人 資 格 確 認 書 類		<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書等	

- 注 1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。  
 2 「求める開示の実施方法等」欄は、開示決定後に提出する「保有個人情報開示実施方法申出書」により申し出ることもできます。  
 3 「電磁的記録である場合の写しの交付の方法」欄は、保有個人情報が電磁的記録である場合に記載してください。  
 4 「請求者本人確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 5 「本人の状況等」欄及び「請求資格確認書類」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。  
 6 法定代理人が請求する場合は、「法定代理人資格確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 7 任意代理人が請求する場合は、「任意代理人資格確認書類」欄の書類を提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
備 考	

第3号様式（第4条関係）

## 保有個人情報全部（一部）開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示することを決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	<p>1 開示の実施方法</p> <p>2 窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 午前・午後 時 分 場所：</p> <p>3 写しの交付又は開示の実施に要する費用</p> <p>4 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）</p>
事務担当課	電話番号 ( ) 内線
備考	

注1 開示の実施方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施方法申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施方法は、「開示の実施方法等」欄に記載されている方法から自由に選択できます。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「窓口における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「事務担当課」欄に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施方法申出書」は開示を受ける希望日の 日前には当方に届くように提出してください。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施方法申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 窓口における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施方法申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、窓口に来られる際に、この通知書を提示し、又は提出してください。

3 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報開示実施方法申出書」に併せて、別添「納入通知書」により指定金融機関等において交付費用を納入し、「納入通知書兼領収書の写し」及び「返信用封筒（宛先を記入し、郵便切手を貼付したもの）」を提出してください。

4 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記第10号様式及び別記第11号様式を次のように改める。  
第10号様式 (第11条関係)

保有個人情報開示実施方法申出書

年 月 日

殿

住所 (居所)  
ふりがな  
氏 名  
〔法人その他の団体にあつては、主たる事  
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電 話 番 号 ( )

開示の実施の方法について、個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

開示決定に係る通知書 の日付及び番号	年 月 日 第 号		
事 務 担 当 課	電話番号 ( ) 内線		
開示する保有個人情報の 内 容			
求 め る 開 示 の 方 法 等	開示の実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
		電 磁 的 記 録 で あ る 場 合 の 写 し の 交 付 の 方 法	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付
	実施の希望日	年 月 日 午前・午後 時 分	
	写しの送付	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
備 考			

注 1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

- 2 「電磁的記録である場合の写しの交付の方法」欄は、保有個人情報が電磁的記録である場合に記載してください。  
3 保有個人情報の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法を、備考欄に記入してください。

第 11 号 様 式 (第 13 条 関 係)

保 有 個 人 情 報 訂 正 請 求 書

年 月 日

殿

住所 (居所)  
 ふりがな  
 氏 名  
 (法人その他の団体にあつては、主たる事  
 務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電 話 番 号 ( )

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂 正 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容		開示決定に係る通知書 の 日 付 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
		開示を受けた年月日	年 月 日	
		訂 正 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由		訂 正 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由
本人 確 認 等	訂 正 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
	請 求 者 本 人 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 )		
	本人の 状 況 等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (      年      月      日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
		ふりがな 本人の氏名		
		本人の住所 (居所)		
請求 資格 確認 書類	法 定 代 理 人 資 格 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	任 意 代 理 人 資 格 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書等		

- 注 1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。  
 2 「請求者本人確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 3 「本人の状況等」欄及び「請求資格確認書類」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。  
 4 法定代理人が請求する場合は、「法定代理人資格確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 5 任意代理人が請求する場合は、「任意代理人資格確認書類」欄の書類を提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受 付 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	課 担 当
備 考	

別記第17号様式を次のように改める。  
第17号様式 (第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

殿

住所 (居所)  
ふりがな  
氏 名  
〔法人その他の団体にあつては、主たる事  
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電 話 番 号 ( )

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容		開示決定に係る通知書 の日付及び番号	年 月 日 第 号	
		開示を受けた年月日	年 月 日	
		利用停止請求の趣旨	<input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止	
利用停止請求の趣旨及び理由	利用停止請求の理由			
本人確認等	利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
	請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載があるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 〔請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。〕		
	本人の状況等	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
		ふりがな 本人の氏名		
		本人の住所 (居所)		
	請求資格確認書類	法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
任意代理人資格確認書類		<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書等		

- 注 1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。  
 2 「請求者本人確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 3 「本人の状況等」欄及び「請求資格確認書類」欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。  
 4 法定代理人が請求する場合は、「法定代理人資格確認書類」欄のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 5 任意代理人が請求する場合は、「任意代理人資格確認書類」欄の書類を提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受付	年 月 日	年 月 日
事務担当課		課 担当
備考		



## 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の開示決定に係る費用について適用し、同日前の開示決定に係る費用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の際現に改正前の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。